

集落支援員をご存じですか？

「集落支援員」は地域の維持・活性化のため、地域に精通した方や、地域づくりのノウハウがある方などが、具体的な取り組みやその取組主体である地域運営組織などのサポートを行う、総務省が推進している制度です。

市では全15地区に計19人の集落支援員を設置し、地域の実情に合わせ、地域活性化対策や移住相談、空き家の有効活用などを推進するため取り組んでいます。

活動内容

01 空き家の有効活用



地域の団体と連携し、空き家の調査などを実施。空き家情報バンクへの登録を促し、所有者と購入希望者の調整をするなど、空き家の利活用につなげています。

空き家情報バンクへ登録を希望する空き家は、所有者の依頼を受け外観調査を行なっています。

活動内容

02 移住・定住の支援



市の移住定住コーディネーターと連携して、移住希望者と受入地域の仲介役となり、移住に向けた支援をしています。

移住後の具体的な生活イメージを持っていただけるよう、町内会費や地区行事など、移住希望者からの幅広い相談への対応などを行っています。

活動内容

03 地域課題の解決



各地域で行われるイベント支援、区長会やまちづくり協議会との連携、子育てや防災支援活動など、地域団体と協働して地域の課題解決に取り組んでいます。

集落支援員の活動にご理解ご協力をお願いします！

各地区の総合事務所や地域事務所、地域づくり団体と連携し、地区ごとのさまざまな地域活性化に取り組んでいます。(詳しくは二次元コードから)

調査実施の際などにはご協力をお願いします。

☎ 定住推進課 (☎内線328)

